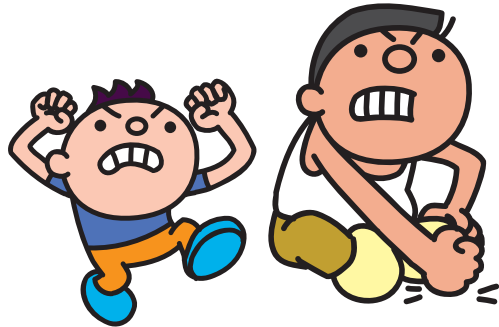


3. 農業協同組合の見直し

答申内容(抜粋)

【JAの活性化・健全化の推進】

信用事業を農林中金(信連)に譲渡し、支店化・代理店化を推進。



【理事会の見直し】

理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。併せて、若い世代や女性の登用を図る。

【組合員の在り方】

准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討。

JAグループ福岡の見解

- 農家への営農指導に係わる経費は、賦課金等に加え、信用・共済事業からの余剰も含め賄っているため、事業移管した場合は、現行の営農指導事業の維持さえ難しくなり、決して、組合員の所得向上につながらない。
- 信用事業を譲渡すれば、JAの運転資金が不足し、借入金等による資金繰り対応が必要となり、事業運営上様々な制約が出てくる。
 - ・購買未収金制度(決済サイト等)の短縮
 - ・事業施設を設置する場合に多額の資金手当てが必要
 - ・JA独自の貸付がほぼ困難になる 等
- 役員を選出方法等は、組合員自ら決めることである。JAグループ「営農・経済革新プラン」では、農外者ではなく担い手枠を拡大する方向で織り込み済みであり、本県においては、女性理事19JA45名、青年理事6JA6名がすでに登用されている。
- JAは地域の協同組合として「地域密着活動」に取り組んでおり、准組合員の事業利用も含めて、経営が安定している。制限が適用されれば、JA事業・経営に大きな打撃を及ぼす。
- 地域のライフライン機能を果たしている面から、事業利用制限により地域社会経済にも大きな影響を与える。

答申内容(抜粋)

【全農等の事業・組織の見直し】

全農・経済連が経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、JA出資の株式会社化を前向きに検討。

【中央会制度から新たな制度への移行】

農協法上の中央会制度は、移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度へ移行。



JAグループ福岡の見解

- 全農と株式会社との連携は、キューピー(株)との合併会社での業務用野菜加工品の製造・販売や、(株)ファミリーマートとの業務提携による一体型コンビニ店舗の出店等の事例等があり、今の組織形態でも十分対応可能である。
- 株式会社に転換すれば、独占禁止法の適用を受ける(現在は、協同組合組織のため適用除外)ため、県域での野菜等の共同販売(出荷調整や共同出荷等)、米の共同計算等が不可能になる恐れがあり、組合員の営農活動に影響が生じる。
- 農協法上の中央会でなくなれば、中央会の主たる事業である経営指導や監査が出来なくなり、破綻未然防止に向けた自主ルールが運用できなくなったり、監査法人による公認会計士監査の導入によりJAの大幅なコスト増が懸念される。
- また、中央会が実施している農政活動(JAの要請を積み上げた政府への農業政策要請や予算要求の実施)が出来なくなることで、地域農業の実態に沿った政策が展開されなくなる可能性がある。